
木村工機株式会社

定 款

1947年8月12日 設立

1994年6月24日 変更
1996年6月28日 変更
2000年6月28日 変更
2002年6月27日 変更
2003年6月27日 変更
2007年6月29日 変更
2008年6月27日 変更
2009年6月26日 変更
2010年6月25日 変更
2018年2月1日 変更
2018年6月22日 変更
2019年12月24日 変更
2022年6月24日 変更

木村工機株式会社定款

第1章 総 則

【商 号】

第1条 当会社は、木村工機株式会社と称し、英文では、KIMURA KOHKI Co., Ltd.と表示する。

【目 的】

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)各種空気調和システム機器の製造販売並びに輸出入
- (2)空気調和システム機器、冷暖房機器、冷却・加熱・乾燥用機器の補修、改修、改造、保守点検業務
- (3)管工事業及び機械器具設置工事業に関する設計、施工並びに管理
- (4)前各号に付帯関連する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

【機 関】

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

【公告方法】

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,440万株とする。

【単元株式数】

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

【自己の株式の取得】

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

【単元未満株式についての権利】

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)次条に定める請求をする権利

【単元未満株式の買増し】

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

【株主名簿管理人】

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

【株式取扱規則】

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

【招 集】

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

【定時株主総会の基準日】

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

【招集権者及び議長】

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

【電子提供措置等】

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

【決議の方法】

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

【員 数】

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

【選任方法】

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

【任 期】

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

【代表取締役及び役付取締役】

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

【取締役会の招集権者及び議長】

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

【取締役会の招集通知】

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

【取締役会の決議の省略】

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

【取締役会規程】

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

【報酬等】

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

【取締役の責任免除】

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

【員 数】

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

【選任方法】

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

【任 期】

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

【常勤の監査役】

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

【監査役会の招集通知】

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

【監査役会規程】

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

【報酬等】

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

【監査役の責任免除】

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

【会計監査人の責任免除】

第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

【事業年度】

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

【剰余金の配当の基準日】

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

【中間配当】

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

【配当金の除斥期間】

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

第8章 附 則

【附 則】

定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。